

2026年度版

広島県歯科医師会会員の皆さまへ



高額補償プラン(300型)
をお勧めします。

団体割引
20%適用



広島県歯科医師会

団体医師賠償責任保険のご案内

保険期間 2026年4月21日(火)午後4時から 1年間
申込締切日 2026年3月13日(金)まで (中途加入可能)
保険契約者 一般社団法人広島県歯科医師会

お問い合わせ先

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、
取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

- 取扱代理店 広島富士見株式会社
(所在地)広島市東区二葉の里3-2-4
広島県歯科医師会館5階
(電話)0120-300-243 担当:服部・濱田
(受付時間:平日の午前8時45分から
午後5時15分まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社
広島支店 法人第一支社
(所在地)広島市中区紙屋町1-2-29
損保ジャパン広島紙屋町ビル
(電話)082-243-6201
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)



医師賠償責任保険の概要

● この保険は・・・

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

※賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

一人医師医療法人の理事長または管理者が行う医療行為に起因する個人の賠償責任については対象外となりますので、別途、勤務医師賠償責任保険のご加入をご検討下さい。

★医療施設特約条項に関わる主な事故例

- ・診療所で火災し入院患者が死亡した！
- ・煮沸器の熱湯をこぼし患者がやけどを負った！
- ・待合室等の天井が落下し面会人がケガをした！
- ・診療所の給食で、患者が食中毒を起こした！

● お支払いする保険金は・・・

< 1 > 医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金（治療費、休業損害、慰謝料など）
- ②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

< 2 > 医療施設特約条項

- ①法律上の損害賠償金
 - ・身体賠償事故の場合・・・治療費、休業損害、慰謝料など
 - ・財物賠償事故の場合・・・修理費、再調達費など（※）
※ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
 - ・人格権侵害事故の場合・・・慰謝料など
- ②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

● この保険にご加入いただく方は・・・

原則として医療事故が発生した場合に、被害患者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方です。通常の場合、歯科診療所の開設者となります。
また、歯科診療所に勤務される歯科医師個人の方も加入できますので、別途ご照会ください。

加入資格

- ・広島県歯科医師会の会員であること。
- ・広島県歯科医師会の会員が理事長または管理者となっている医療施設

● 被保険者は・・・

この保険の被保険者は、医療施設（歯科診療所）の開設者です。

< 医師特約条項 >

医療施設（歯科診療所）の開設者の方のみとなります。開設者以外の歯科医師や歯科助手の方は被保険者となりません。ただし、開設者の業務の補助者である歯科医師（管理者、勤務医師等）や歯科助手、歯科衛生士その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

< 医療施設特約条項 >

記名被保険者（加入者証に被保険者として記載される方）である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

※本保険は、開設単位（診療所ごと）でのご加入となります。

●保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

1. 賠償責任保険共通の免責事由

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任(※1)
 - ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
 - ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
 - ④記名被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
 - ⑤被保険者と世帯を同じくする親族(※2)の方に対する賠償責任(※1)
- (※1) 損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など
- (※2) 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。
- ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者

2. 医師特約に関する免責事由

- ①医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ②海外での事故の場合
 - ③美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
 - ④医療の結果を保証することによって加重された責任
- など

3. 医療施設特約に関する免責事由

<医療施設業務担保条項>

- ①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任。
- ②看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ③医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④航空機、自動車(原動機付自転車も含みます。)または医療施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任(放射線照射は、医療放射線を除きます。)

<人格権侵害担保条項>

- ①被保険者が行った医療に起因する賠償責任
 - ②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - ③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- など

●保険期間

1年間となります。

※医師特約については、医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります(損害賠償請求ベース)。一方、医療施設特約については、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象となります(事故発生ベース)。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。ただし、初年度契約締結前(その保険契約を最初にご契約になったときより前)に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いすることができません。

●保険適用地域

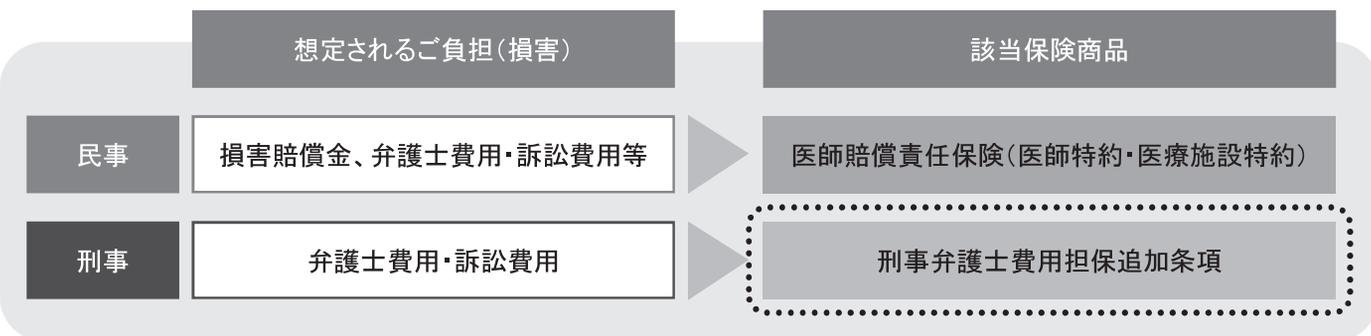
この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

医師特約条項および医療施設特約条項については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

刑事弁護士費用担保追加条項

● 刑事弁護士費用担保追加条項 (医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用)

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)



◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要

<p>保険金額</p>	<p>保険期間(1年)を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。</p>
<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など</p>
<p>保険期間と保険金をお支払いする場合の関係</p>	<p>この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。 (注)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1) ②裁判所が略式命令を発した時(注2) ③第一審、控訴審もしくはは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注3) (注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 (注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 (注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。</p>
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>1. 次の事由に起因する損害 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など</p>
<p>ご加入方法</p> <p>割増保険料なしで自動セットされます</p>	<p>個人契約としてご加入の場合 (被保険者＝個人)</p> <p>医師賠償責任保険(医師特約条項)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。(※)一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。</p> <p>医療法人契約としてご加入の場合 (被保険者＝法人)</p> <p>勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。</p> <p>※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。 ※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)に、未加入で新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p>
<p>用語のご説明</p>	
<p>業務上過失致死傷罪</p>	<p>刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。</p>
<p>送検</p>	<p>刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。</p>
<p>刑事事件</p>	<p>被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。</p>
<p>弁護士費用</p>	<p>被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。</p>
<p>訴訟費用</p>	<p>刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。</p>

● ご加入方法

< 1 > 加入について

今回新たにご加入される方は、同封の「団体医師賠償保険加入依頼書」に必要事項を記載のうえ、広島富士見(株)に3月13日(金)までにご送付ください。

* すでにご加入の方で、今回「型」の変更等をされる場合は、同封の「団体医師賠償保険変更届」に必要事項を記載のうえ、広島富士見(株)に3月13日(金)までにご送付ください。

* 変更のない場合は、前年とおりで自動継続されますので、特に提出の必要はありません。

< 2 > 保険料納付

保険料は、2026年6月に県歯会指定預金口座より引き落としとさせていただきます。

< 3 > 申込締切

3月13日(金)までにお申込みください。

< 4 > 中途加入、脱退

保険期間の中途でのご加入は毎月受付をしています。その場合の保険期間は毎月21日までの受付分は、受付日の翌月1日(21日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年4月21日午後4時までとなります。

この保険から中途脱退(解約)される場合は広島富士見(株)までご連絡ください。

歯科診療所契約の保険料

※保険期間1年、一括払、団体割引20%適用

高額補償プラン(300型)をお勧めします。

型		保 険 金 額								保 険 料
		医療上の事故		建物設備の使用・管理上の事故 給食等による事故				人格権 侵害事故		
		対人	対人	対人	対人	対物	自己 負担額	対人	対人	
医師 特約	医療施設 特約	1事故 につき (万円)	1年間 につき (万円)	1名 につき (万円)	1事故 につき (万円)	1事故 につき (万円)	1事故 につき (円)	1名 につき (万円)	1年間 につき (万円)	
50		5,000	15,000	5,000	10,000	500	0	1,000	10,000	5,024円
100		10,000	30,000	10,000	20,000	1,000	0			6,256円
200		20,000	60,000	20,000	40,000	2,000	0			8,640円
300		30,000	90,000	30,000	60,000	3,000	0			11,016円

医師特約の追加オプション

● 勤務医師包括担保追加条項

高額補償プラン(300型)をお勧めします。

歯科診療所の勤務歯科医師を包括的に被保険者とし、勤務歯科医師等の個人責任部分を補償する特約です。ただし、当該医療施設の業務として行った医療のみが対象となります。

※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※保険期間1年、一括払、団体割引20%適用

契約の型 (医師特約の型を上限とします)	50型	100型	200型	300型
歯科診療所契約 (1診療所につき)	2,000 円	2,523 円	3,568 円	4,613 円

- ・勤務歯科医師の備え付け名簿が必要となります。
 - ・主契約を上回る契約の型(補償額)を設定することはできません。
 - ・勤務歯科医師の補償は、全て同じ契約の型(補償額)で設定することとなります。
- (注)保険料は、1歯科診療所あたりとしています。

医療施設特約の追加オプションについて

近年の社会情勢の変化に応じ、医療以外の経営リスクに対応した各種特約をそろえています。下記が概要ですが、詳細については各オプションの説明をご参照ください。

医療機関のニーズに応じて以下のオプション特約を用意いたしました。

項目	追加条項	補償内容(概要)
1. 賠償リスクの補償範囲の拡大	医療従事者賠償責任保険	歯科衛生士の方（以下、医療従事者といいます。）が勤務する歯科診療所の業務等（※）の遂行に起因して事故が発生した場合、当該医療従事者の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
	借家人賠償責任担保追加条項（診療所のみ）	テナントオーナーに対する賠償責任を補償します。
2. 医療施設内の傷害見舞費用	傷害見舞費用担保追加条項	医療施設内で発生した医療機関の賠償責任の及ばない傷害事故の見舞費用を補償します。
3. 医療機関の役職員の傷害	傷害担保追加条項	役職員の就業中傷害リスク（医療用放射線被曝を含みます。）を補償します。
	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保追加条項	特定感染症危険を補償します。（傷害担保追加条項に自動セット）
4. 情報メディアの損害	情報メディア担保追加条項	偶然な事故により電子カルテ等の情報メディアに生じた損害等を補償します。

医療施設特約の追加オプション

● 医療従事者賠償責任保険(包括契約)

医療従事者（※）の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

（※）診療放射線技師（診療エックス線技師）・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士をいいます。

1. 保険の概要

<第1章 医療業務担保条項>

医療従事者（診療放射線技師（診療エックス線技師）・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士）の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

- ① 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）
- ② 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）
- ③ 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
- ④ 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）
- ⑤ 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
- ⑥ 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）
- ⑦ 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
- ⑧ 栄養士法（昭和22年法律第245号）
- ⑨ 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- ⑩ 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）
- ⑪ 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- ⑫ 薬剤師法（昭和35年法律第146号）
- ⑬ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- ⑭ 救急救命士法（平成3年法律第36号）

※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>（2024年2月1日以降保険始期契約より）

被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外となります。

- ① 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ② 弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

2.ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

3.被保険者

加入者証記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方（過去に勤務していた方を含みます。）

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象となるため以下のようなメリットがあります。

- ①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ②契約もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

4.お支払いする保険金

<第1章 医療業務担保条項>

①法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）

・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など

②争訟費用等

・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

5.保険金をお支払いできない主な場合

<第1章 医療業務担保条項>

○次の事由に起因する損害

①保険契約者・被保険者の故意

②前記法律に違反して行った業務

③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

⑤特別な約定により加重された責任

⑥海外での医療行為

⑦初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求 など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

○次の事由に起因する損害

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

○次に掲げる刑事事件に起因する損害

①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件

②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件

③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件

④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件

⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件

⑥所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件 など

6.ご加入にあたってのご注意

①ご勤務される医療従事者の方を一括して契約するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。

②保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。

③事故発生時にはその医療従事者が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

【お引受条件と保険料】

※保険期間1年、一括払、団体割引20%適用

型式		50型 (J5型)	100型 (J7型)	200型 (J8型)
保険金額	1事故	5,000万円	10,000万円	20,000万円
	期間中	15,000万円	30,000万円	60,000万円
年間保険料		1,680円	1,967円	2,630円

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。
ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

医療施設特約の追加オプション

● 借家人賠償責任担保追加条項

医療施設を借用している歯科診療所が、万が一**火災・破裂・爆発・漏水等の事故**によって貸主に対する賠償責任が発生した場合に補償されます。

被保険者である歯科診療所の開設者が借用する建物の戸室(医療施設)につき、**火災・破裂・爆発・漏水等**によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー(貸主)に対する賠償責任を補償します。

<1> 保険金をお支払いする場合

被保険者である開設者が借用する建物の戸室(医療施設)につき、**火災・破裂・爆発・漏水等**によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー(貸主)に対する賠償責任(自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

<2> ご加入できる方

歯科診療所の開設者

<3> 被保険者

歯科診療所の開設者

・開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者証記載の医療施設の業務に従事する方

<4> お支払いする保険金

・法律上の損害賠償金

・争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

<5> 保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者の心神喪失に起因する賠償責任

②借用戶室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任

③屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する賠償責任

④被保険者が借用戶室を貸主に引き渡した後に発見された借用戶室の損壊に起因する賠償責任

など

※保険期間1年、一括払、団体割引20%適用

型	B1型	B2型	B3型
保険金額(自己負担額1,000円)	1,000万円	3,000万円	5,000万円
歯科診療所契約(1診療所あたり)	3,600円	5,440円	8,640円

医療施設特約の追加オプション

● 傷害見舞費用担保追加条項

医療施設で、外来患者や見舞客等が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした際の見舞金が補償されます。

医療施設において、医療施設利用者(入院患者を除きます。)が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

< 1 > 保険金をお支払いする場合

医療施設において、医療施設の利用者(注)が急激かつ偶然な外来の事故(※1)により身体に傷害(※2)を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。

※1 法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

※2 「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

- ① 偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
- ② 医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎりませす。

(注) 利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

- ・ 被保険者(法人の場合は理事、取締役等)およびその者と同居または生計を共にする親族
- ・ 医療施設の業務に従事中の者
- ・ 医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中の者
- ・ 医療施設に入院中の者

< 2 > 被保険者

歯科診療所の開設者

< 3 > 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被傷者(利用者)の故意または重大な過失
- ④ 被傷者(利用者)の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被傷者(利用者)が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑥ 被傷者(利用者)の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑦ 被傷者(利用者)の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

型	C1型	保険金額
死亡・後遺障害見舞費用保険金(1名につき)		50万円
入院見舞費用保険金(1名につき)	入院期間が31日以上	10万円
	入院期間が15日以上30日以内のとき	5万円
	入院期間が8日以上14日以内のとき	3万円
	入院期間が7日以内のとき	2万円
通院見舞費用保険金(1名につき)	通院日数が31日以上	5万円
	通院日数が15日以上30日以内のとき	3万円
	通院日数が8日以上14日以内のとき	2万円
	通院日数が7日以内のとき	1万円

C1型	歯科診療所(1診療所)
保険料	827円

※保険期間1年、一括払、団体割引20%適用

医療施設特約の追加オプション

● 傷害担保追加条項(同時セット:特定感染症危険担保追加条項)

医療機関の役職員等が業務従事中に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガや中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)が補償されます。

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する方が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。(針刺し事故による感染症は支払対象外です)

<1> 保険金をお支払いする場合

被保険者が業務中に(通勤途上を含みます)

○急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害(※)を被った場合。

(※)「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

- ①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
- ②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎります。

○感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症)を発病した場合(※)

(※)鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型)は含まれますが、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型以外の型)、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

<2> 被保険者

- ① 歯科診療所の開設者
- ② 歯科診療所の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者証記載の医療施設の業務に従事する者

<3> お支払いする保険金の種類

(死亡保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。

(後遺障害保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%~100%をお支払いします。

(入院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(手術保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのために所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(5倍・10倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故にもとづく傷害について、1回の手術にかぎります。

(通院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※前記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症(0-157を含みます。)、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金(発病日からその日を含めて180日間限度)、通院保険金(発病日からその日を含めて180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

<4> 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨ (原因のいかなを問わず)被傷者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

など

型	保 険 金 額			
	D1型	死亡・後遺障害 1,000万円	入院日額 5,000円	通院日額 2,500円
D2型	死亡・後遺障害 2,000万円	入院日額 7,000円	通院日額 3,500円	特定感染症葬祭費用 300万円
D3型	死亡・後遺障害 3,000万円	入院日額 10,000円	通院日額 5,000円	特定感染症葬祭費用 300万円

※保険期間1年、一括払、団体割引20%適用

型	D1型	D2型	D3型
歯科診療所契約(1診療所あたり)	70,904円	117,608円	171,936円

■ご注意点

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

医療施設特約の追加オプション

● 情報メディア担保追加条項

医療施設内の情報メディアが、偶然な事故により損害を被った際に、その修繕費用や再取得費用などが補償されます。

- ◇偶然な事故により、情報メディアに生じた損害
- ◇不正アクセス、情報機器・記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害・物的損壊または盗難、誤操作、第三者による故意、悪意または妨害行為、静電気または電磁気、過電圧、電圧低下または電力の供給停止、洪水・台風・高潮・落雷など自然現象に起因して情報(プログラム・ソフトウェア・データ)のみに損害が発生し、その修復もしくは復旧・同種同等の情報の再作成もしくは再取得する費用

<1> 保険金をお支払いする場合

日本国内において

- 偶然な事故により情報メディアに生じた損害
- 不正アクセス、情報機器・記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害・物的損壊または盗難、誤操作、第三者による故意、悪意または妨害行為、静電気または電磁気、過電圧、電圧低下または電力の供給停止、洪水・台風・高潮・落雷など自然現象に起因して情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに損害が発生し、損害が生じた情報の修復もしくは復旧、同種同等の情報の再作成もしくは再取得する場合に保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で保険金をお支払いします。

<2> 被保険者

歯科診療所の開設者

<3> 保険の目的

被保険者が業務に使用するために医療施設内において所有する情報メディア(パソコン等のハードは保険の目的に含まれません。)

※情報メディアとは、

- ・① 情報機器で直接処理を行える磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム等の記録媒体
- ・② ①で規定された記録媒体に記録されている情報をいいます。

<4> 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 被保険者もしくは被保険者の使用人または被保険者と同じ世帯に属する親族の故意
- ③ 差し押さえ、没収等公権力の行使
- ④ 自然の消耗、さび・かび・変質その他類似の事由
- ⑤ 保険の目的の欠陥
- ⑥ 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ⑦ 空気の乾燥、湿度・温度変化
- ⑧ 置忘れ、紛失、不注意による廃棄
- ⑨ 未完成・未発表のプログラム、ソフトウェアの使用
- ⑩ コンピューターウイルス
- ⑪ いわゆる「2000年問題」に起因するもの

など

※保険期間1年、一括払、団体割引20%適用

型	E1型	E2型	E3型
保険金額(自己負担額2万円)	100万円	300万円	500万円
歯科診療所契約(1診療所あたり)	4,384円	13,152円	21,920円

● 雇用慣行賠償責任保険

医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する保険です。

<1> 保険の概要

被保険者が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求(※)に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

※被保険者の役員、従業員、就労希望者または医療の対象者(患者)よりなされた損害賠償請求にかぎりません。医療の対象者(患者)については、セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求のみ補償します。

<2> 被保険者

- ① 医療施設(歯科診療所)の開設者
- ② 記名被保険者の役員、理事長
- ③ 記名被保険者の従業員(パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。)

<3> 補償地域(保険の対象となる地域)

日本国内のみ

<4> お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金
 慰謝料、休業補償、法律上賠償すべき差額賃金 など
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)
 訴訟費用、弁護士報酬 など

<5> 保険金をお支払いしない主な場合

- ① 労働争議、労働交渉、社内内紛、事業縮小または倒産等に起因する損害賠償請求
- ② 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ④ セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求
- ⑤ 保険証券記載の遡及日※より前に行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求
- ⑥ 保険証券記載の遡及日※より前に被保険者に対して提起されていた訴訟に起因する損害賠償請求
- ⑦ 保険契約の開始日において、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合
- ⑧ 労働者災害補償保険法等により被保険者が負担する賠償責任
- ⑨ 民事または刑事上の罰金、懲罰的賠償金
- ⑩ 日本国外でなされた損害賠償請求
- ⑪ 契約上加重された賠償責任

など

※「保険証券記載の遡及日」とは、通常初年度契約の契約始期日となります。

用語の解説

- ① 解雇: 解雇が実際に行われていること ※雇用期間満了・退職は対象外
- ② 差別: 以下をみだすものをいいます。
 - ・差別内容が明確になっていること ※「上司に気に入られていない」といった理由によるものは対象外
 - ・差別による「雇用行為」が行われていること ※差別による「精神的苦痛」は対象外
 - ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること
- ③ セクハラ: 以下を満たすものをいいます。
 - ・役員、従業員、医療の対象者(患者)に対して「セクハラ」行為が行われたこと
 ※取引先におけるセクハラ行為は対象外
 - ・直接のセクハラ行為以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること
 - ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること

【保険金額・保険料】

※保険期間1年、一括払、団体割引20%適用

契約型コード	Z1	保険料
保険金額(1事故・期間中)	1,000万円	11,200円
損害てん補割合	90%	
自己負担額	50万円	

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各特約条項・追加条項をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人広島県歯科医師会
- 保険期間：2026年4月21日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2026年3月13日(金)
- 引受条件(保険金額等)・保険料・保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：広島県歯科医師会に所属する医療機関の開設者
- 被保険者：
 - <医師特約条項>
 - その医療機関の開設者
 - <医療施設特約条項>
 - その医療機関の開設者(記名被保険者)
 - 医療機関の開設者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者
- お支払方法：2026年6月に県歯会指定預金口座より引き落としさせていただきます。
- お手続方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の広島富士見楼までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしております。その場合の保険期間は、毎月21日までの受付分は受付日の翌月1日(21日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年4月21日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の翌月に県歯会指定預金口座より引き落としさせていただきます。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の広島富士見楼までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

医師賠償責任保険の概要

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受となります。(なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。)

①医師特約条項…日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)が負担する法律上の賠償責任を補償します。

②賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いの限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

③医療施設特約条項…医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

①損害賠償請求期間延長担保追加条項…廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をつけた場合にかかります。

②勤務医師包括担保追加条項…医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払の対象となるのは、加入者証に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

③刑事弁護士費用担保追加条項…医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注2))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によりします。(注1) 訴訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。(注2) 損保ジャパンの事前の承認が必要です。 (注1)ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 (初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)	①被保険者の故意によって生じた賠償責任(※1) ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名譽性損または秘密漏えい等に起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒ぎおよびまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族(※2)に対する賠償責任(※1) など (※1) 損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 (※2) 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 なお、配偶者には次の者を含みます。 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者
建物等給食等による事故	被保険者が加入者証記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超えない金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によりします。	①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒ぎおよびまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
刑事訴訟に関する弁護士費用	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床研修外国医師または臨床研修外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 (注) 有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

ご加入にあたってのご注意

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書および付属書類等の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(注) 医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、付属書類等の以下の項目をいいます。
 - 被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
 - 過去の保険金支払状況 など

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

■加入依頼書、付属書類等の記載事項の変更
<例>保険金額等ご契約内容を変更される場合 など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※加入依頼書、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 医師特約条項では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保

険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

- 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 2010年4月1日以降発生した事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

* 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241(全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間・平日の午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・12/30~1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

- 医師特約条項および医療施設特約条項については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

- 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合、保険期間中に発生した事故にかぎります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- (※)損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 等

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

《事故サポートセンター》
0120-727-110

(受付時間：24時間365日)

- (注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

問い合わせ先(保険会社等の相談・連絡窓口)

- 取扱代理店 広島富士見株式会社
〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-4 広島県歯科医師会館5階 担当：服部・濱田
TEL 0120-300-243；FAX 082-261-1744
(受付時間：平日の午前8時45分から午後5時15分まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 広島支店 法人第一支社
〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-29 損保ジャパン広島紙屋町ビル TEL 082-243-6201；FAX 082-542-5597
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。